

農地転用許可に係る権限移譲について（概要）

○農地転用許可に係る権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲

- ・ 2～4haの農地転用に係る国との協議は廃止
- ・ 4ha超の農地転用に係る権限は、国との協議を付した上で、都道府県（下記の指定市町村にあつては指定市町村）に移譲
- ・ 農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

	見直し(H28.4.1)前	見直し(H28.4.1)後
許可を行う者	4ha超 ----- 4ha以下 2ha超 ----- 2ha以下	4ha超 ----- 4ha以下
	国	都道府県 (国協議)
	都道府県 (国協議)	都道府県 指定市町村
	都道府県	都道府県